

地方行政委員會議録第十四号

昭和三十三年三月二十二日(金曜日)

午前十一時十四分開議

出席委員

委員長 門司 亮君

理事 龜山 孝一君 理事 鈴木 直人君

理事 永田 亮一君 理事 吉田 重延君

理事 川村 義義君

青木 正君 唐澤 俊樹君

川崎末五郎君 額田 彌三君

櫻内 義雄君 徳田 與吉郎君

福井 順一君 古井 喜實君

今村 等君 大矢 省三君

北山 愛郎君

出席國務大臣

田中伊三次君

出席政府委員

自治政務次官 加藤 精三君

總理府事務官(自治行政) 小川 三三君

總理府事務官(自治行政) 小川 三三君

總理府事務官(自治行政) 小川 三三君

總理府事務官(自治行政) 小川 三三君

總理府事務官(自治行政) 小川 三三君

總理府事務官(自治行政) 小川 三三君

總理府事務官(自治行政) 小川 三三君

總理府事務官(自治行政) 小川 三三君

總理府事務官(自治行政) 小川 三三君

總理府事務官(自治行政) 小川 三三君

總理府事務官(自治行政) 小川 三三君

總理府事務官(自治行政) 小川 三三君

總理府事務官(自治行政) 小川 三三君

總理府事務官(自治行政) 小川 三三君

總理府事務官(自治行政) 小川 三三君

總理府事務官(自治行政) 小川 三三君

總理府事務官(自治行政) 小川 三三君

總理府事務官(自治行政) 小川 三三君

總理府事務官(自治行政) 小川 三三君

總理府事務官(自治行政) 小川 三三君

總理府事務官(自治行政) 小川 三三君

總理府事務官(自治行政) 小川 三三君

總理府事務官(自治行政) 小川 三三君

同(北山愛郎君紹介)(第二三〇五号)

同(徳田與吉郎君紹介)(第二三六九号)

公債費合理化等に関する特別措置法制定に関する請願(草野一郎平君紹介)(第二三六九号)

新市町村建設促進の財源措置に関する請願(草野一郎平君紹介)(第二三六四号)

地方交付税率引上げに関する請願(草野一郎平君紹介)(第二三六五号)

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に関する請願(草野一郎平君紹介)(第二三六六号)

妻沼町の道開排水路等補修工事費起債承認に関する請願(荒船清十郎君紹介)(第二三六七号)

昭和三十三年度地方財政に対する政府施策の修正に関する請願(小坂善太郎君紹介)(第二三六八号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

連合審査會開會申入れに関する件

公營企業金融公庫法案(内閣提出第六九号)

○門司委員長 これより會議を開きます。

この際お諮りしたいと思ひます

ことは、目下大蔵委員會において審議

いたされております。押免油税法につ

いて、當委員會におきましては審議を

いたしております。経過において、地

方税法の一部を改正する法律案と関連

がございするので、大蔵委員會に対

し連合審査會開會の申し出をいたした

いと存じますが、御異議ございません

か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○門司委員長 御異議ないものと認め

まして、さよう取り計らいます。

なお連合審査會開會の時目につつま

しては、委員長に御一任願いたいと思

ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○門司委員長 御異議ないものと認め

まして、さよう決定いたします。

○門司委員長 次に公營企業金融公庫

法案を議題として質疑に入りますが、

質疑の通告がありますので、これを許

します。大矢省三君。

○大矢委員 ごく簡単に二、三お伺い

を申し上げます。まず第一に、この説

明によりましますと、公營企業に對し

きわめて低利な安定した資金を供給し

資金が努めてこれに回るので、その結

果として、一般の地方公共団体の公債

に對して、金利の高い地方債並びに公

債がしわ寄せされるのではないかと

いう心配があるのですが、そういうおそ

れはないか。もつと簡単に言いかえれ

ば、この方に資金を回すために、公營

企業以外の一般の公債に對して、金利

の高い方がそれに回るおそれがない

か、こういう心配がないかどうかとい

うことを一つお伺いしたい。

○小林(與)政府委員 ちよつとお尋ね

の趣旨がよくわかりませんでした。が、

この企業公庫ができることによつて、

逆に金利の高いところにしわ寄せにな

るというところは私にはありません。

思ひます。むしろほうつておいたら非

常に高い金利でしか公募債が起せな

い、そういう団体を救済しようとい

うのがこの趣旨でございますから、自

力でやれば高い金利の公募債しかでき

ぬものを、この公庫で引き受けて安

く貸してやるということでございます

から、御心配のようなことは全然な

いと思ひます。

○大矢委員 それからこれは資本金五

億円で約七十億円の政府の元利支払

保証によるものを発行して、それによ

つて貸付をやるというが、この七十億

円というのはいくら基礎に基くので

すか。今この対象となる事業の一般

地方公共団体からの要求といひますか、

必要が、特に御承知のように町村合併

によるところの簡易水道その他の事業

が非常に多くなつてゐるので、相当要

求額が多いと思ひますが、その比

率、幾ら要求があつて、その必要上

これだけ組んだという、その七十億

円の発行予定の基礎というものを一つ御説

明願したい。

○小林(與)政府委員 今のお尋ねは

もつともございしますが、これは資料

でもお配りしてあるはずですが、三

十二年度の、つまり今の考の公募債の

ワケは、公營企業會計から百九十億、

その百九十億と一般会計その他収益的

建設事業関係で四十億ほどありまし

て、全体で実は公募債が二百三十億

ほど来年度予定してあるわけであり

ます。その二百三十億の全部を国庫で

カバーするにしろ、簡単にいへばこ

ういう問題にならうと思ひます。た

だそのうちで非常に大きな規模の団

体で、従来指定公募債としてずっと低

利に消化をしてゐる公募債が、公營

企業関係では大体七十億くらいある

だらう、それ以外の弱小のものを何

とかして救つていかないといふか

ぬといふかぬといふことを考へて

われは考へるわけでございます。そ

うしますと企業會計百九十億の中

で、その關係の七十億を取つても

なにお百億ちよつとこえる見當でござ

いまして、その分からいへば、七

十四億くらい考へてゐるわけでは

ないかといふ議論は當然出てくる

だらうと思ひます。ただこれは今

度は公庫発足早々でもございすし、

公庫が店開きするまでもございすし、

その期間はどうしてもかかりまし

す、それから公庫が公庫債を消化

して、その消化した資金でもつて

今の融資をする、こういう段取り

になりますので、本年度といはし

ましてもこの程度で、まををしま

すといふ考へ方で一応七十億とい

ふ数字をきめたのでございす。そ

れでございすから、本年度の實際

の運用状況等を見まして、明年

度以降におきましては、さらに

金額の必要なものを確保する

ようにいたしたい、こういう考

へでございます。

第一類第二号 地方行政委員會議録第十四号

昭和三十三年三月二十二日

第一類第二号 地方行政委員會議録第十四号

昭和三十三年三月二十二日

第一類第二号 地方行政委員會議録第十四号

昭和三十三年三月二十二日

第一類第二号 地方行政委員會議録第十四号

昭和三十三年三月二十二日

第一類第二号 地方行政委員會議録第十四号

昭和三十三年三月二十二日

第一類第二号 地方行政委員會議録第十四号

昭和三十三年三月二十二日

第一類第二号 地方行政委員會議録第十四号

昭和三十三年三月二十二日

第一類第二号 地方行政委員會議録第十四号

昭和三十三年三月二十二日

第一類第二号 地方行政委員會議録第十四号

昭和三十三年三月二十二日

第一類第二号 地方行政委員會議録第十四号

昭和三十三年三月二十二日

第一類第二号 地方行政委員會議録第十四号

昭和三十三年三月二十二日

第一類第二号 地方行政委員會議録第十四号

昭和三十三年三月二十二日

第一類第二号 地方行政委員會議録第十四号

昭和三十三年三月二十二日

第一類第二号 地方行政委員會議録第十四号

昭和三十三年三月二十二日

第一類第二号 地方行政委員會議録第十四号

昭和三十三年三月二十二日

第一類第二号 地方行政委員會議録第十四号

昭和三十三年三月二十二日

第一類第二号 地方行政委員會議録第十四号

昭和三十三年三月二十二日

第一類第二号 地方行政委員會議録第十四号

昭和三十三年三月二十二日

第一類第二号 地方行政委員會議録第十四号

○大矢委員 それからこの貸付対象になる公営企業であります、これは政令によって定めらるゝものであります、この政令の内容、事業の範囲はどのようなものでしょうか。

○小林(興)政府委員 公営企業はこの二条に書いてあります通り、「主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもつて充てるもの」、そういうもののにつきましてもは、今度別途財政法改正を今御審議願つておるわけでありまして、こういうものは特別会計をもつて経理をしよう、そうして収支をはつきりさせようということにいたしてあります。そこで、大体そういう特別会計をもつてやるようなものは、もう全部ここで拾ひたいと考えております。それでございまして、それに該当するような企業に当るものは、いかなる種類を問わず全部拾ひたいという考えであります。具体的には政令は大蔵省と相談しなければわかりませんが、われわれとしましてはできるだけ広くカバーするようにいたしたい、こういう考えでございまして。

○大矢委員 それでは、具体的にこの範囲についてお尋ねいたします。最近いわゆる水の汲み上げによって土地が沈下するといふようなことがいろいろ出て参りました、工場地帯、特に大阪の近くの尼ヶ崎地帯などの工業用水、料金をとつてそして施設をやるという工業用水、いわゆる上水道にある水道事業といふものはこれに入りますか。それからいま一つは、これは大都市の飲み水の種の問題になつておる下水ですが、下水も料金をとらない下水と、それから浄化装置による使用料をとつておる下水というのがあります。

すが、こういう事業がやはり適用を受けるわけですか。これは広い範囲でやりたいということでありまして、私は多分入ると思ひますが、これは確実に入るかどうかということですね。それから、政令でこれを入れる意思があるかどうか。

○小林(興)政府委員 今の工業用水などは、当然入れます。それから下水も、大都市は使用料をとつておりますから、そういう下水ももちろん入れたいと思つております。ただ使用料をとつておる下水も、都市によつてはいろいろわけではあります。そういうものは、むしろわれわれといたしましては公費債でなしに、できるだけ政府資金でまかなうようにいたしたい、そういう考えでございまして。

○門司委員長 北山君。

○北山委員 それでは一番最初に、今の地方公営企業の状況をお伺いしたいのですが、これは地方団体がやつておる水道や軌道、自動車あるいは電気、ガスといふように非常に膨大なものになつておると思ひますので、どの程度のものをやつておるか、その地方団体がやつておる公営企業の状況について資料はまたあとで出していただきたいと思ひます。

それから今度の公営企業金融公庫法に基いて融資の対象になる公営企業といふものは、政令で定めるものになつております。この政令で定める地方公営企業の範囲はどのようにお考えになつておりますか。

○小林(興)政府委員 今もお尋ねがございましたが、現在一般公営企業会計でやつておりますものはもちろん全部入れるつもりでおります。電気、水

道、病院、交通、その他公益質屋とかあるいは屠場とか、港灣の埋め立てとか今の下水とか、そういういふことも収益と申しますか対価、手数料、使用料をとつて、それが経営のある程度の資金になる事業ならば全部これでカバーしよう、それから先ほど申しました片一方の特別会計で経理しなければならぬものは全部カバーするようにいたしたい、こういう考えでおります。

○北山委員 それでは、今の地方の公営企業の実態につきましては、あとで一つ資料をいただきたいと思います。

それから次に、地方の公営企業債といふものが相當に出ておるようであり、その資料を拜見しましたが、三十一年度末の資料では企業会計の分が四百五十八億ですか、そうなつておりますが、その中で大部分は七分五厘以上の非常に高い金利のものが多くわけです。一割以上といふものが二億三千万、それから八分五厘以上のものが二百四十六億もあるわけですね。約半分以上、六割くらいは八分五厘以上で、七分五厘未満といふものはわずかに百二億しかございません。四分の一に足らないわけですね。こういうふうに、現在借りておる地方公営企業の地方債は利子が非常に高いわけですが、三十二年からは一体どのくらいになるのか。

それからもう一つは、この金融公庫では以前の起債分は処理がつかないようになり思ひますが、新しいこの金融公庫によつて、従来借りておるこの企業債の借りかえとか、何らかそれに応用するような方法を考へておるかどうか、ないとすれば従来の公営企業についてこのような非常に高い金利のもの

のをどういふふうにして解決をすることを考へておるか、これをお伺いしておきたいと思ひます。

○小林(興)政府委員 公営企業債の元利償還金はちよつと今数字を調べてあとから申し上げますが、過去の高い公庫債の借りかえについてどうするか、こういう問題でございまして、これは実は公庫法を作る場合に一つの問題点だつたのであります。過去のものはそれぞれそういう高い金利を前提にして対価もきまつておつて、それで経営が一応運転がついておるんだ、こういう理屈も少くとも企業会計分についてはつかぬわけでもありませんが、しかしこんな高いものはできるだけ借りかえてやつた方がいいに違ひないのでございまして。一般的にこの公庫債の金利のものをつきましては、借りかえをわれわれの方でも奨励いたしておりました、それぞれの団体では最近だといふ借りかえをやつておられて低利に借りかえております。しかしこれもおそろしく相當力のある団体でなくちゃできません。低利に公庫債を借りかえるといふことは實際問題としてはできる話じゃないと思ひます。そこで、われわれとしてもそういうものの負担を緩和してやるということ、ぜひ考へたかつたのでございまして、公庫の資金の関係もございまして、ともかくも今後新しく仕事をやつていくもの、このことをまず最優先に考へぬことには事がうまう進みませんので、重点はこの程度の資金ならば、もつぱら新規発行の公庫債に限らざるを得ないという建前で、この公庫法が大体運転せざるを得ないと考へております。しかしながら

過去の公庫債の低利借りかえということ、ぜひ何か考へることが必要であらうという気はいたしておりました、これはなお今後の研究課題にいたしまして、できるだけその方向でものを考へるようになつていきたいと思います。

なお、三十二年度の公営企業会計の公庫債の元利償還金は約七十二億でございます。大体元金と利子は三十五億ずつでちよつと半分々々くらいの見当でございまして。

○北山委員 これはまあ今度金融公庫法ができて非常に便利になるわけなんです、やはり今までに借りた企業会計の公庫債の利子といふものは、今申し上げたように非常に高いわけなんです。しかも公庫債ですから償還年限も非常に短いのでないかと思ひます。御承知の通り終戦後、前にはこの地方債の金利といふものは比較的安かつたのですが、それが資本蓄積のためだと思ひます。すけれども急激に上げられた政策をとられた。資金運用部の資金ですら一時は九分以上に上がったとあるわけですね。要するに地方団体に仕事をさせないといふような方針をとられたことがあつた。その当時借りた金がおそらく今元金償還とかが重なるので、今お話をあつたような数字は、そのことを示しておるのではないかと。残念ながら企業会計全体の事業の規模、事業費の総額といふものが出ておるの、比較をするわけに参りませんが、それらの点を考へるならば、これは何とかして、かりに公庫法でできなければ政府資金で借りかえる、こう

いうことができないか。幸いにして資金運用部の資金というものは、昭和三十一年度においては相当原資が伸びておったはずなんです。それを今までの地方団体の公債の金利の高いものの借りかえに使うということは、当然考へなければならぬ問題だと思ふ。それを自治庁としては一体考へたかどうか、あるいは大蔵省としてはそういうことを考へなかつたかどうか、それをお伺いしておきたい。

○小林(興)政府委員 北山委員の仰せられましたことは全くもつともでございます。これは公営企業会計だけの問題でなしに、普通会計につきましても公債債が八百億もふえておるわけでありまして、そちらの方が一般会計における公債償還問題の重圧の一つの理由になっておることも事実だろうと思ひます。そういうことでございまして、この際すぐ安い政府資金に借りかへるといふことが、まことにわれわれとしては望ましい話で、特に公債費対策の上から考へれば、そういう方向で、ぜひ考へたいという問題点の一つでございます。企業会計につきましても、先ほど申しました通り、一応はそういう前提で計算をされて、企業会計が運転しておるわけでございますから、それで済んでおるといふべきであるものの、やはり企業会計に対する一つの圧迫になっておるわけでありまして、できるだけ緩和してやつた方が私は望ましい話だと思ふのでございまして、これにつきましても、われわれは常にそういう希望は持つておるわけでございますが、これは政府資金全体の運用の都合もございまして、われわれの考へ通りに、そり右から左へは事が進んで

はおりません。そういう希望は従来も持つておるし、今後も持つて、できるだけやりたい。しかし、一部におきましては高いものの自主的な借りかへは、先ほど申しました通り、これはぜひ進めるようにしていきたいのでございまして、自主的な借りかへは最近相当目立つて行われておるようでございます。これにつきましても、相手は銀行でございますから、こつちだけで動きつてございませんで、大蔵省の方の協力も得まして、借りかへを進めておるわけでありまして。

○堀口説明員 御質問の点は、公営企業の立場から考へますと、もつともな点でありますけれども、資金量からいまして、新しい事業に対する要望は非常に大きいものですから、そういう意味で、借りかへをすれば結局借りかへの方の金利の低減にはなりますけれども、新規分の公債債が多くなります。結局金利全体として画期的な引き下げにならない、現在の状況ではそういうような状況でありますので、ここ当分の間、過去の借りかへを相当大きくやるといふようなことは、なかなか困難じやないかというふうに考へます。

○北山委員 しかし、ことし三十一年度は御承知のように相当原資が伸びたわけですね。その余裕金で、政府としては、市中金融を緩和するために市中の公社債を買い入れて、いわゆる買いオペレーションですか、それをやつておる。たしか七百億ほどおやりになつてゐる。それほだ余裕金があるならば、やはり同じような金融措置になつてゐるのです。地方団体が地方の銀行から借りておる企業債、そういう金利の高いものをそこで

借りかえてやるということになれば、その資金が地方銀行に回つていくのですから、やはり一種の市中金融をそこで緩和することになるわけでありまして、問題は片方は短期であり、片方は長期であるということでしょうが、しかしそういう操作をやることによつて、あわせて両方の目的を達し得るのではないかと。今の公営企業の状態から見れば、なるほどことは水道企業などについて、水道事業債を百億もふやしたとしても、地方団体の水道会計というものが、過去における起債の元利償還のために圧迫を受けて、バランスが悪くなつておるということになれば、借金をしてもいいぞ、金を貸すぞといわれても、バランスが合わないようになつておれば借りられないので、そういう団体が相当あると思ふ。そういう一方において資金ワクをふやすならば、過去における高利の起債の借りかへ措置を並行してとらなければ、健全な公営企業の発展は望めない。だから私は当然原資の余裕から見ても考へらるべき問題だろうと思ふ。しかかも、これは大蔵省の方にお伺いしておきますが、御承知のように、資金運用部の金は終戦後においては大部分が地方団体に地方債として還元になつておる。それがだんだんと地方債の割合が減つてきておるじやないですか。ことはその運用計画の中で地方債の分は何%になつておりますか。

○堀口説明員 最初の問題の、運用部の余裕金を金融緩和のための買いオペレーションに使つておるじやないかという点でございますが、この点につきましても、北山委員からもお話がありましたように、短期の金でありまして、

三十一年度の長期の計画を履行した場合には余裕が出てくるわけでありまして、またそれが繰り越しになりまして、三十一年度の現在の財政投融資計画、この中には地方債計画も含まれておるわけでありまして、これを履行することになりますと、その金は短期的には最初の方は余裕がありますけれども、その買つたものを処分しないとも長期の貸付ができないようになりまして、そういう意味でできるだけ今の金融を緩和し、かつ地方債等の消化も低利かつ円滑にいくようにという意味では、短期のオペレーションも効果を持つておるのではないかと、またそういうこともあるものですから、地方債の消化等につきましても、銀行に対して協力を求めていくという点も多分にあると思ひます。

第二の点につきましては、終戦後は地方債が非常に多かった。運用部の資金運用のうち、地方債の方が多かったというのには、司令部の考へ方もありまして、ほかに運用を制限されておりました。ところが日本経済全体から見ると、もちろん地方計画も重要でありますけれども、やはり国民経済の基盤を養成する、あるいは中小企業に対する貸し出しを増大する、住宅を建てていくとかねといふようないろいろな面がありまして、そういう面に合理的に配分されるようになってきてゐる。三十二年の地方債の財政投融資計画における、政府資金内における比率は二九・三%というふうなものになつております。

○北山委員 たしか去年かおとしまでは四三%くらいだったと思ふのです。これも終戦直後においてはたしか九〇%くらいであつたものがどんどん下つてきて、今度は二九%というふうなわけですね。これは経済の基盤とおつておるのです。これは経済の基盤というふうなお話もありますけれども、それでなくても資金は中央に集中しておるのです。いわゆる基礎産業と称して大企業に、税制の面においても、あるいは金融の面においても、あらゆる面で優遇しておるのです。金は他方にあつても中央に流れてくる。そうではなくとも中央に流れてくる。そういうふうな一般の市中資金すらも中央に流れてくる上に、地方の零細な郵便貯金や、簡易保険の掛金まで、その中から相当量を産業資金の方に回しておる。それだから片ちゃんばな経済ができてしまつて、他方の団体がやる仕事だんだん貧弱になつてくる。だから経済の基盤といつても、これは今の景気がちやうど上層部だけで、上の方の巨額の産業が非常に萎縮をしておるというところに、さらに拍車をかけるような操作だと思ふ。だから今の買いオペレーションにしても、市中資金の全体としては緩和する措置だから、間接的には影響があるといふけれども、それでなくても地方資金といふものはむしろ中央に流れていくんじゃないですか。むしろその資金の源の方へ流してやれば、かりに一部が中央に回つてきても、それは二重の効果を示すという意味で私は申し上げたのであつて、そのことが御賛成にならなければそれは仕方がありませんが、それならば今の市中の公社債を買いオペレーションといふのは、総額は現在どのくらいになつておりますか。

○堀口説明員 その点は実は私の方は専門じゃないので、あるいは間違っておるかもしれないが、さつきおっしゃられました七百億の――最後の方は実行したかどうか、ちよつと記憶しておりませんが、七百億程度だと思ひます。

○北山委員 それでは七百億、かりに五百億にしても六百億にしても、それは短期運用ですから、年度内においてまた戻さなければならぬということになりますね。

○堀口説明員 その点、私もこまかい条件は存じませんが、おそろく二週間なり三週間の期間でもって自由に売り戻すことができるような条件がついておると思ひます。

○北山委員 少くとも年度内においてしか大蔵大臣はそれを運用できないのじゃないですか、どうですか。

○堀口説明員 実は実際がどうなっているか、はつきりは存じませんが、規則の上では、運用部の資金審議会の事前の議決を得れば、年度越しの、短期のやむを得ざる場合の運用というものもは許されておつたのじゃないかと思ひます。

○北山委員 私も運用部のこまかい規則はよく調べておりませんが、やはり資金運用部の金というものは、その性格からいつても長期的なものだと思ふのです。短期運用というのは、これは原則じゃないと思ふ。しかも、かりに審議会の議決を経ても、その運用の方式については制限があるはずなんです。ただ、そうでないのは、いわゆる年度内の操作においては、大蔵大臣の専決事項にあるはずなんです。そうしますならば、今の質問はオヘレーション

ンというものは、一体どの規定に基いてやつておるのか、これをお伺ひしておきたいのですが、あなたはわかりになりますか。

○堀口説明員 運用部資金法には、運用部資金は大蔵大臣が管理運用するということになっておりました、それに法律で資金審議会というものがついております。その審議会は諮問委員会ですが、重要な事項を調査審議することだつたと思ひます。それから意見を上申することができ、そしてどういふ問題をその審議会にかけるとは、大蔵大臣のきめるところだと思ひますが、今のような、年度内における短期の運用につきましては、大蔵大臣が独自でできるということになっております。

○北山委員 しかしそれは大蔵大臣が勝手にやれるのじゃなくて、やはり法律に基いてやれるのであって、資金法の七条には、資金の運用についての対象がちゃんと限定されておるので、その中で、いわゆる金融債と称されるものの範囲もきまつておるわけなんです。だから私の疑問に思ふのは、金融債についての範囲が何処とどういふ制限がある際に、短期運用としてどういふ限度を越してもいいものかどうか、こういう点に疑問がある。

これは問題が非常に離れますから、その程度にいたしておきますが、私としては、やはり政府資金、運用部の資金等について、どうも地方債についてはきわめて冷淡になってきておる。いわゆる産業の基盤あるいは基幹産業といふものを育成するといふより、なことで、資金運用部すらも、一つの資本蓄積の機関に考へておる。私はこの前予

算委員会で、火災保険会社というものを、その公共性というものを認めないで、まるで金融機関、資金を集中する手段として大蔵省が運用しておるというところを指摘いたしました。資金運用部すらもそのようにやつておる。だからこんな公営企業金融公庫みたいなものを設けなければならぬことに結果はなつてくる。こんなものは、ほんとうは資金運用部ががっちりして地方団体にいつてよく考へて下さるならば、要らない。やはり資金の伸びというものは毎年あるのですから、それに沿うて地方債というものをふやしてもえらるならば、こんなものを特別に作る必要はない。その意味で私は申し上げて

います。そこでお伺ひしたいのですが、今度はこの公庫ができることによって、地方の公営企業は三つの資金源があることになつた。一つは資金運用部等の従来の資金、いわゆる政府資金、それから今度は公庫の資金、それからそれ以外の市中銀行あるいは地方銀行等の従来の一般公衆、この三つの資金源を持つことになつたのですが、これを一体どういふふうに配当をするつもりか、その運用の方針についてお伺ひしておきたい。

○小林(興)政府委員 今お話の通り地方は三つの資金源を持つことになるのでございまして、われわれといたしましては、普通会計は原則として政府資金でいきたい、その理想通りに本年度はまだ参つておりませんが、もう一方の方向で私どもはぜひ考へるようになつておると思ひます。それから企業会計でも、これはやはり政府資金をできるだけふやして

もらいたい。特に弱小な企業になつてきますと、政府資金が相当なくては、特に水道などを考へますと、これは政府資金中心で考へなかつたら、とても水道料金が高くなつて動きがつかぬと思ひます。それは弱小でなくとも、たとえば交通のようなのを考へまして、地下鉄などを考へれば、政府資金が相当大きなウエートを占めなかつたならば、とうていうまく企業が動かぬのでございまして、これはできるだけ政府資金を企業会計においてもふやしてもらいたいと思ひます。それから実際の配分につきましては、結局団体の償還能力と申しますか、事業も考へぬといふかぬし、団体自体のさばきも考へぬといふかぬのでございまして、全部政府資金はこの公庫でカバーできればちつとも問題ないのですけれども、明年度は七十四億という程度でございまして、公衆債、普通のほかのものも相当ございまして、これにつきましては、むしろ団体の能力を基礎にいたしまして、自分で市中銀行から相当有利な条件でカバーできる団体につきましては、それでいつてもよろしい。でござい

ますから、従来の指定地方債というところになりますか、そういう関係の部分には、もう自まかないでやつていただく。そうでない団体はこれでカバーしたい。でございまして、普通の市町村が大きい浮び上つてくるだろうと思ひます。一般の市町村はこの公庫でできるだけカバーしてやらなくては、とてもいかにぬだらうと思ひます。大体大づかみに申しますと、そういう考へ方で運用をいたしたいと考へております。

○北山委員 今のお話の点は、多少は

地方債計画の中にもあるわけなんです。たとえば電気事業でいへば、百五十億のうち百二十億は政府資金でやる。水道事業の二百二十五億のうち百二十五億は政府資金でやるというようにあるわけなんです。ところが、七十四億の配分については、市町村等の比較的力量のない団体に重点を置いて配分するといふように了解をいたしました。ただ従来、たとえば地方財政再建促進法の場合に審議したときには、政府資金と公衆債とあつたわけなんです。政府資金の方はどこへ一体配分するかといふところが、やはり市町村等の力のない団体の方へ政府資金を出すといつて、たしか当時の後藤財政部長は答弁をしたはずである。その実績を見ると反対になつてゐる。政府資金が府県の方に大部分回つてしまつて、公衆債は市の方に回つてゐる。どうも答弁と実績と違つてゐるんです。過去のことを申し上げるのではないのですけれども、そういう例もありまして、私はただいまの御方針で大体いいと思ふのですが、その言明の通り実行していただきたい。重ねてこれを

はつきりしていただきたい。

○小林(興)政府委員 これは言明の通り実行したいと思ひます。再建債のものもそう反対になつておるといふことはなかりと思ひますが、これは一つは、個々の市町村と従来つなぎ資金を借りておつた金融機関との関係もあつて、ある程度銀行にも引き受けさした方が、町村のために適當であるといふ事柄もありまして、そういう部分はそういうことでカバーしようと思ひます。こまかい資料はございません。

から、わかりましたら、また御報告申し上げたいと思います。

○北山委員 次にお伺いしますが、今度の金融公庫債は債券を発行して貸付をするのですが、七分で発行して三分三厘で貸すとか聞いているのですが、どういふ利子なんですか。

○小林(興)政府委員 公庫債の発行の条件は実はわれわれもできるだけ安く発行できるようにしなければいかぬと思っておりますが、これは金融の事情もありまして、最後はどういふ形になるか、それはわかりません。大体利率は七分を前提にいたしておりますが、ただ債券の発行費等が少しかかりますので、この見当はどのくらいになりますか、三厘で済むか四厘で済むかという問題がございます。普通の公社債は大体七・二四くらいで事実上さばきが十分であるようにあります。ですから、できるだけそういう普通の公社債並みの線で、さばきをつけなければいかぬと考えております。そこでさういふさばきがついたところで、公庫のコストを多少見て地方団体に融資をする。公庫のコストは大体一厘程度で済ませたいという前提で運用をはかりたいと考えております。

○北山委員 これはきよりの日本経済の記事なんです、三十二年度の起債は三十一年度の五割くらいふえるのだ、おそく非常な消化難であろう、さういふことをいっておるわけなんです。昨年の状況であれば、おそくこんなものは七十億くらいは易々として消化したかもしませんが、ことは金融情勢が非常に変わってきている。起債の要望が非常に多いというばかりでなくて、市中のその他の金融が非常に詰

まつてきておる。従つて金利も上つてきておる。果して今のお話のような程度で、この七十億にしろどういふふうな消化できるか。特別な消化方法なり何なりを講じなければいかぬと思う。あるいは特別に隠しておいてあるとか、非常に都合のいい資金源があるかどうか、一体どんなふうな考えておりますか。

○小林(興)政府委員 これは今北山委員の仰せになりました通り、公庫を作りますして一応債券の発行限度額を七十億にしたのは、われわれの立場から言へば少いと思うのですが、一面消化のことを考えますと、金額ばかり大きくても消化ができるかどうか、さう簡単に参らぬと思ひます。それでございすから、この公庫債の債券発行の額もその性質とのからみ合ひできまつて参るのであります、われわれとしてはできるだけ安い金で、しかもできるだけ多く消化できるようにすることを考えたいとかぬ、さういふ考えでございす。

そこで特別な資金源があるかというお話であります、さう特別な資金源を持つておりませんが、これは従来それぞれ金融機関を相手にして消化されてきておつたものでございまして、その公社債が別ワクでふえるわけではございせん。それでございすから、全体としては特別にこれによつて額がふえるわけではないから、この程度のことは消化できるのではないかとさういふふうに考えております。なお特別のという意味がよくわかりませんが、さういふ意味で三十二年度の政府保証債は全体で六百十五億になるはすでございます、三十一年度は六百九

億、大体公社債全体としてみれば、前年度とさう大して変わっておりません。しかし公社債の総ワクの問題ではなしに、個々の公社債のそれぞれの質や中身の問題もあつたので、公庫といたしましては、まず発足早々でありますから、できるだけさうさばきのつくように、こちらとしても馬力を出さなければいけないのではないかと、その状況を見て、やはり今後のことを考えなくてはならぬ、さういふことであるかと存じます。

○北山委員 これはただいまのような見通しだけではさういふかぬのではないかと、今申し上げた新聞によりまして、昭和三十一年度の政府保証債は七百四億、しかし一般の事業費の起債要望、これは少くとも千三、四百億、全部合すると合計二百億から二百二十億程度にならうと思ひます。これは三十一年度に比べて約五割増、三十年年度に對しては約二倍、さういふように起債の要望が非常に多いわけですから、従つてその反面には非常に金融が梗塞しておりますので、おそく起債の消化能力なんかも少いのではないかとさういふ見通しなんです、この見通しに對して今のような見解は少し甘過ぎはしないか、何か特別な消化策を講じなければ七十億といふのも、しかも七分くらいの利子では消化がむずかしいのではないかと、もう少しわれわれに安心を与えような御答弁を願ひたい。同時に大蔵省側のこれについての見解を承わりたい。

○小林(興)政府委員 それはさういふものでございす。公庫債のさばきがつかぬことには意味がないのでございまして、これにつきましても大蔵省当局

とも十分連絡をして、その御協力を得て消化せぬといふかぬといふ考えでおります。大体現在の考えでは、公庫の発足を六月一日に予定いたして、公庫の発行の九月から毎月十億ずつ考へて、今年度の九月から毎月十億ずつ考へて、今後でございす、その中で市場公募と、従来の関係もありまして、縁故募集も考へられまして、大体二十億程度が縁故募集、あとの五十億が九月、十一月、十二月、来年の二月、三月、それぞれ十億ずつ市場公募を考へておりました、これは大蔵省の方の従来の資金状況の見当からいっても、この程度ならば何とかなるだらうといふ前提で計画を立ててございす。この計画に従つてぜひ消化するよう努力いたさなくてはならない、さういふふうに存じております。

○堀口説明員 財政部長のお答えと同様であります、従来各地方銀行が公募につきましても縁故関係で非常に協力しておつたわけでありまして、さういふ面にも協力を求めるとともに、大蔵省といたしましては、他の公庫、公団債と同様でございす、御協力を申し上げたいと考えております。

○北山委員 債券のさばきについてですが、金利などの関係もありまして、償還の年限とか、さういふことも問題があるのではないかと考へます。その条件次第によつて消化ができたか、きなかつたか。地方の銀行が、地方債については縁故関係等いろいろやつてくれたと言ひますが、それは直接の場合なんです、その当該の団体と取引があるから心配してくれただけだ。何か金庫事務を扱つか、さういふ関係で、さういふわけの特別な縁

故関係でできた。ところが、公庫といふものは公庫の債券を引き受けるには縁故といふものがないわけですから、縁故なんか考へられぬ。かりに、もしも縁故を考へるならば、現在の府県等で市町村の恩給組合がある。恩給組合がそれぞれ府県負担単位であつて、これは全国で百億以上の金を持つておるんじゃないか、その金を市中銀行、いろいろな銀行に預けておる。それはやはり地方団体の方の関係のある金ですから、その資金をもつて公庫の債券を引き受けて、そしてその金はまた地方団体に回つてくるというふうなこともできるならば、あるいはさういふかもしれない。しかし、今のお話の地方銀行との縁故関係ではどうも納得がでないのです。公庫については市中銀行は何も縁故がないのです。しかも自分が直接なら貸す、もつと有利な条件で貸せるのですから、それをわざわざ公庫の債券を引き受けて、しかも長期のものを引き受けて、そしてその金を今度公庫が手数料を取つて地方団体に貸すものだけ果して引き受けるかどうか、そんな余裕があるかどうか、どうも私はその答弁では納得しない。

○小林(興)政府委員 縁故募集の問題につきましても、北山委員のおっしゃつたような点もあらうと思ひます。これは個々の町村との縁故の問題であつて、必ずしも新しくできた公庫との関係でございせんが、結局公庫債もさういふ個々の市町村の公営企業のために還元するのでございすから、従来の縁故関係が全然役に立たぬと考へる必要はなかつたかと私は思ふのであります。もつとも、片方の今の公庫債の発行の条件にもよるわけではございまして、

て、公庫債の発行の条件と、そういう市場の取引の状況をにらみ合せながらきめざるを得ないということになり、話しの、たとえば、市町村の共済組合等、公共団体のいろいろ関係してある団体で資金があるじゃないか、恩給組合とか、そういうものはほかにも類似的なものは相当ございます。こういうものが資金の運用の一部として、こういう公庫債を引き受けてもらおうということは、私はもちろん当然考えてもらってよからうと思ひます。ただそれぞれ共済組合、恩給組合等の運用の基本方針ともマッチしつ、しかもなおかつ運用の一部の方法として公共団体のために動く資金でございますから、こういうものとの結びつきははかっていること、私は十分に考えられる事柄だろうと思ひます。

○北山委員 そうするとこの公庫から地方団体に貸し付ける条件ですが、償還年限はどのくらいに考えておられるのですか。

○小林(興)政府委員 われわれの今の考えは、まだそこまで細目の計画は立てておりませんが、大体十二年見当になるんじゃないか、こういうふうに存じております。

○北山委員 十二年。これは政府資金との関連もあるのですが、政府資金の方ではどうですか。昨年企業債あるいはその他の地方債について、償還年限というものを延ばしたはずなんです。その延ばした状況。それから、それは三十一年度で延ばしたのであって、三十二年度はどうなるのか、これを一つ大蔵省の方からお示し願ひたい。

○堀口説明員 去年延ばしましたのは、従来は地方債に対する平均貸付期限が大体十四年程度だったと思ひます。それを新しく延ばしましたのを平均してみますと、三年前後というふうなことになると思います。

また第二番目の質問であります、三十二年度以降も適用するかという点は、適用いたします。

○北山委員 非常に長く延びているものもあるのです。たとえば、病院なんか木造でもって十年が二十年になる。上水道は二十年が三十年になる。それから普通建設事業なんかについて、やはり延ばしておるようですが、住宅については、木造が十二年から二十年になる。耐火構造のものは十七年から三十五年になる。学校については、木造簡易耐火は十七年から二十年になる。耐火構造は二十年から三十五年になる。これは発表されている分ですが、これと同様に三十二年度もおやりになるわけですか。

○堀口説明員 その通りでございます。

○北山委員 なおあわせてお伺ひしておきたいのですが、政府資金について地方債の利子の引き下げですね。これを六分三厘というふうに承わつておるのですが、その通り三十二年度は実行されるわけですか。

○堀口説明員 最近の運用審議会におきまして、一般会計分について、これは作業の準備がおりますので、償還の期限の来るものから、四月以降からでない手がつけられないと思ひますが、三十二年の四月以降を原則として六分三厘にするということに決定に相なりました。

○北山委員 それから先ほどのお話しに若干戻りますが、資金運用部の資金については、一般の金融対策として短期融資をやっている。この金融公庫についても、やはりこの規定を見ると、大体企業債を貸付見込みのある場合に、何といひますか事前に、その決定前に貸付をするということであつて、運用の幅が非常に狭い、融通がきかないような感じがするのです。もう少しこの一時短期運用の幅を広げたらどうかというふうな気がするのです。資金運用部の資金についても、相当いろいろオペレーションなどに運用されておるようでありまして、この公庫についてもやはり同様な考え方をとつたらどうかと思ひますが、これは自治庁と大蔵省の両方の御意見を聞きたい。

○小林(興)政府委員 これはごもつとも御意見でございます。市町村並びに府県の実情を見ますと、長期の資金も必要でございますが、短期の資金もやはり年に相当の金額要るのでございまして、その一時つなぎ資金の利子は実はばかにならぬのでございまして。そういう意味におきまして、市中の高い金融機関からつなぎ融資を借りておるものを、できたならこの公庫で肩がわりしてやつた方が非常に自治体のためになりはせぬかというわれわれの考えでございます。できたら公庫の権限の中にそういうものも入れたらいいということ、いろいろ考えておつたのであります。しかしわれわれの理想といたしまして、何れ公庫を通さなくとも、政府資金で簡単に貸し願へば一番いいのでございまして、公庫を通せば、どうしてもコストが高くなりますし、政府資金そのまますなれば六分五厘で運用でき

るのでございまして、できるだけその方向で大蔵省も協力しようというふうな意見もございましたので、そういうことで十分に御協力願へるならば、これは何よりの話でございますので、われわれはその御協力を一つ御期待して、公庫としては差し控へよう。もつぱら新しい事業を伸ばすために一つ少い公庫債を活用しよう、こういうことを話を合はしたのでございまして、大蔵省の方の御協力を特別にわれわれも期待してゐる次第でございます。

○堀口説明員 財政部長のお答えと同意見でございます。現在簡易保険それから運用部から地方に対して短期融資が相当行われておりますし、将来も支障のないように十分御協力いたしたいというふうに考えております。

○北山委員 なお二、三事務的な点をお伺ひしておきたいのですが、役員のお待遇ですね。アメリカあたりの法律を見ると、こういうような新しい特殊な法人を作るといふような場合には、役員の待遇まではつきり明記をしていない。ところが日本人は待遇問題なんかあまりさわらない方がよいというのか、法律の中にほとんどないわけですか。そうしますと、一体だれがきめるかということになるので、これは政府が認可して公庫がきめるということになるのだらうと思ひますが、役員の待遇はどの程度にお考えになつておりますか。

○小林(興)政府委員 役員の待遇は、大体従来のこういう類似の公社、公団等がみなございまして、それぞれ公庫の予算につきましては必要なコントロールをすることになつておりまして、そこで運用上政府の承認の前提

できまゐるのでございます。この公庫の考え方では、理事長が十三万円、理事が十万円、監事が八万円、これは類似の、たとえば北海道の公庫等と同じ扱いになつておるのでございます。

○北山委員 私は、この公庫ばかりじゃなく、すべて現在のこういうふうな特殊法人の役員の待遇については、いろいろ問題があると思ひます。私はけちなことを言ひわけではありませんが、はつきりいへば、どうも高過ぎる。この金融公庫というものはそれほど政策的なむずかしい仕事をやるわけじゃないのです。金庫番ですよ。大してめんどうくさい仕事じゃない。しかもこれは自治庁の外郭団体になるわけなので、高いとか安いとか下げろとか、そんなことは申しませんが、しかも法律自体が日本の法律は悪いのですから……。ほんとうははつきりやらなくとも手盛りになつてしまふ。国会がきめると、よくお手盛りといふことをいわれますけれども、こういう点が問題になつておらぬ。私はこの点非常に不満ですけれども、よく世論というものを考えになつて、担当の大員としては慎重にお考えを願ひたいと思ひます。

なお第十三条に役員の欠格条項というのがあります。国務大臣や国会議員はなれない。「政府職員(人事院が指定する非常勤の者を除く。)」というふうにあります。政府職員をやめて公庫の役員になるというふうな際に、これは自由にできますか。

○小林(興)政府委員 これは、法律上はこの欠格事項に該当しておらぬ者ならでることになつております。でございますので、お尋ねの通り、かり

に役人をやめてしまつて、そしてこれが全然関係しておらなければ、法律の運用上の妨げにはならないと存じております。

それから、月給が高い、安い議論が出ましたが、われわれといたしましては、公庫はできるだけ少い組織で、安いコストでやりたいという考え方で、役職員の員数もきつめてしぼつておる、全体で二十六人しか考へておりません。しかしこの仕事はむしろ公庫債の消化ということが大仕事でございまして、あとの地方への貸付は何でもないでございします。こういう事務よりも、むしろ公庫債の消化というところが、相当金融機関に対して權威を持ち、見識を持ち、頼もつべき人にならなければならぬと思つております。参らぬと存ずるのであります。どうちかといへば頭でつかちの職員構成にならざるを得ない、私はそうあるべきものだと思つております。

○北山委員 だいいめんどうくさい仕事を公庫のようでございしますが、しかしこれなんかも、将来はふえるかもしれないませんが、今年度はたつた七十億なんですよ。だから、資金運用部の金を少しふやせば、少くとも三十二年度に関する限りは、公庫を置くこともないといふことになるわけですね。何となくめんどうくさい機構を作つて、めんどうくさい仕事を作つて、給料をくれるような感じがしないでもございせんが、その程度にいたしておきます。

今事務費の問題がありました、職員等の数はどのくらいに考へておるか。それからそういう配置は中央に置くのか。事務の処理について地方の金融機関等に委託するよう、あるいは地方の団体に委託するよう、あるいは書いてありますが、その事務の執行といふか、事業の運営、それはどういふふうにおやりになるのでありますか。

○小林(興)政府委員 さつき職員数をちよつと言ひそないました、実は職員は十八人、役員五人、全体で二十三人、こういう数字でございします。そこでこの仕事は、地方の支所、出張所等の出先機関等という問題もございしますが、これはわれわれといたしましては、全部設けないう、そして中央だけに機関を作りまして、地方の仕事は、府県と金融機関に委託をいたした、そういうことでございします。仕事をやりたいう考へでございします。府県と金融機関に対する事務の委託の規定につきましては、この法律の二十一條に業務の委託の規定がございします。ほんとうの金を扱う関係の仕事は全部金融機関に委託するし、それから資金の貸付に関する事務につきましては知事に委託をいたしたい、こういう考へでございします。

○北山委員 府県知事に委託をする、これはわかるわけなんです、ただ金融機関に委託する事務というのは、具体的に言うか、どういう部分を委託いたしますか。

○小林(興)政府委員 これはもっぱら現金を扱う送金業務あるいは現金の回収業務等、いわば現金の出納事務でございします。

○北山委員 そうすると、特別法律に何かなくても、現在銀行業務としてやつており、個人もよく銀行を利用する

るような方式で金融機関を利用するといふふうな了解をいたします。

それから最後にお伺ひしておきたいのは、役員が五人、職員が十八人ですから、非常にちよつぱな団体なんです、非常に経費をかけるのでおやりになる点がよくわかるのですが、またそれにしてもらいたいのですが、しかし、それにしても、少くとも一つの法律を作り、そういうような役員を置く以上は、ことしのようにたつた七十億くらいは何か物足りない、少くとも公営企業金融公庫と銘を打つ以上は、もつともつとワケを越えてやらなければ意味はないのです。ことしは第一年度ですから、七十億でしようが、今後これを大きくして、そしてほんとうに名実ともに公営企業の金融公庫として発展させるような考へがあるかどうか、これを一つ自治庁長官から承つておきたいと思ひます。

○田中事務大臣 ことしは産投からの政府の出資金が五億で、公庫債の限度額を七十億、こういうことといたしてあります。理由は、すでにお言葉にもありますが、九月に、ことしは仕事始めが早くやる考へでございしますが、役員の任命が六月の一日、店をあけましたのが九月、こういう見通しでございします。そういうことから公庫債は三百二十億に及んでおる、そういう区分けでございします。それから、七十億でございします。そこで将来はこの金額をもつとふやすべきではないかといふこと、これはそもそも金融公庫を作らうではないかといふ交渉の段階に

おいてすでにその話をしておるわけでございます。大体この七十億の運営をやつてみまして、その成績を見ました上で次年度以降、平年度以降におきましては、政府の出資金を大体十億見当にまでやつていきたい。そうすると公庫債の最高限度額は二十億でありますから、ちよつと二十億といたしますれば二百億、十五倍なら百五十億くらいにならうかと存じます。今の見通しでございしますが、将来のことは何とも言明の限りでないでありますけれども、大体は次年度から政府の出資金は十億、その限度額は百五十億ないし二百億、こういうところで押さえて成績を上げていきたいという考へ方でございします。

なお、お尋ねがございせんが、公庫債の額を将来はどういう方向に持つていくかという問題でございしますが、公庫債の金額は来年度以降におきましては、一、来年度は二百三十億といふことになつておりますが、大体将来の見通しから申しますと百五十億ないし二百億という原資の運営でやつていく、んじやなからうか。こういう見通しを持つておるわけでございます。しかしながら情勢のいかんによつて、さらにそれが縮小する場合もありましようし、さらに大きくなつていく場合もありましようが、大体の見通しといたしましては、それでいけるものと見通しております。

○門司委員長 川村君。

○川村(總)委員 私から関連したようになつておきますけれども、一つ二つお聞きしておきたいと思ひます。まず財政部長にお尋ねしますが、昭和三十年度の地方債の計画総額は一千二

百九十四億であつたと思ひます。間違いがあつたら指摘して下さい。そのうちで公庫分は一般と企業に分けて幾らずつですか。それをまずお聞きしたいと思ひます。

○小林(興)政府委員 今手元に三十年度のやつを持つておりませんが、三十一年度のやつはお手元にお配りいたしました金融公庫関係資料というものの二十七ページに三十一年度と三十二年度の政府資金と公庫の内訳を書いてあるやつがございします。

○川村(總)委員 その前の二十五ページに公庫利率別消化状況の三十年度の分のの中に、結局総計として三百六億八千一百万円、こういう数字が出ておりますが、私がお聞きしたかったのは三十年度の地方債計画総額一千二百九十四億の中に、一般分、企業分に分けて、公庫分が幾らあつたか、つまり三百六億八千一百万円というのが消化された額だと考へていいかと思ひます。が、そのうちこれは全部消化されておるのか、その計画からしてどうかといふことです。

○小林(興)政府委員 三十年度の計画額は公庫二百三十億、それからこのほか再建債の分もございまして、大体計画額はみな消化されておるはずでございします。

○川村(總)委員 一応いろいろ再建債等が含まれておると思ひますが、全部消化されておる、こう考へまして、今度はその表を都道府県分と五大市の分、市町村の分に分けて、そこに消化の金額があげてあります。その中で都道府県五大市の分について考へますと、その二百五十三億四千三百万円といふものの内訳についてみると、都道

府県五大市の分が一般会計分が幾らか、公営企業分が幾らか、実は私はそれをお聞きしたいのです。

その次に第二点としてお聞きしたいのは、その公営企業関係分の中で五大市が消化しているのが幾らか、都道府県が消化しているのが幾らか、これを第二点として聞きたい。

第三点として聞きたいのは、都道府県の公営企業の消化分の中で、交付団体分は幾らか、不交付団体分が幾らか、これをお聞きしたいのです。今ここでわかるでしょうか。

○小林(興)政府委員 ちよつと今までの部分の資料はございませんので、午後までお待ち願えぱすく調べてお知らせいたします。

○川村(義)委員 それでは数字はあとでお知らせいたしてけつこうだと思ひますが、年度の公営企業の法案によりますと、政府資金が五億、それに七十四億の債券を計画して、大体本年度の公営企業関係二百三十億ですが、それの中の大体七十四億円くらいを見ていこう、こういう話があったと思うのです。七十四億くらいを取り上げてこれをやっていく。ところが私が今お尋ねしたのは、さつき財政部長の言葉の中にあったと思うのですが、市町村等の非常に弱いところに重点を置いて考えていこう、配分を考えていこうというふうなお話があったのではないかとお尋ねしますが、実際今私がお尋ねしておるような数字ですつと拾ひ上げて参りますと、七十四億というものの配分は、財政部長の話のような意図とは違つて、あるいは五大市とかあるいはいわゆる不交付団体、こういうところによつと公庫で考えておる資金の供給

というものがなされるのではないかと、実はこういうふうな受け取つていくのですが、その点はどうなんでしょうか。

○小林(興)政府委員 それは自力で市中銀行から一番不利な条件で借りる団体が最優先でございまして、そういう団体から順繰りにゆつりのある限りにさかのぼつてくる、こういうことにならうと思ひます。原則として旧指定地方債、従来有利な条件でそういうものを出しておる大府県とか大都市というものは、むしろ最初を除きされる扱いにならざるを得ないと思ひます。ただ一番貧乏な、また町村の最末端へいきますと、これには公庫債などつける方がそもそも無理なんでは、これはできるだけ政府資金で全部カバーしたい、まずその方針でいきまして、どうしても公庫債をつけなければならぬ場合には、その公庫債部分は公庫で見てもやう、そしてゆつりのある限りに持つていこう、公庫を作つた趣旨がそこにあるから、その基本方針にのつとつて運用しなければならぬと存じております。

○川村(義)委員 一番末端の市町村の、ごく少額の金を扱うようなところでは、今財政部長のお話のような形でいかれる、それはよくわかるのです。ところが、こういう公庫で扱うということになりますと、今まで市中銀行等で自力で消化していきけるような団体も、やはりこちらの方でやろうという動き、そういう意図が当然生まれてくると思ひます。そういう場合に、あんなところは自力でやれるのだから、この公庫からは除外するのだというふうなことで、何かその辺をりつば

に分けていけるような条件というものを考えておるのですか。またそういうものが実際に起つてきた場合に、非常に混乱を生ずるようなことがありはしませんか。

○小林(興)政府委員 今川村委員がおつしやいました通り、どの団体でも、こんな安い金利で金が借りられるなら、と大府県だつて私は希望があらうと思ひます。それで、そもそ七十四億では足らぬじゃないかという議論も、そういうところから出てくるだらうと思ひますが、公庫といたしましては、この認められた資金のワクを最も合理的に運用しなければなりませんので、業務運営の基本方針を作ります。初めから除外すべき団体を明らかにして、誤解がないように運用をしなければいけない、こういうふうな存じております。

○川村(義)委員 今のお答えに関連するわけですが、さつき北山委員の質疑に対して、大臣は結局将来十億という政府の資金を考えて、あとは二百億ばかりの債券というふうなことでやっていくことも考えておるというふうな御返事があつたと思ひます。ところが、金融公庫のこの案が考えられたのは、私たちが記憶にあるところからいひましたとしても、結局地方財政というものを解決しなければならぬという問題が起きたときからこれは強く取り上げられてきた問題だと思ひます。そこで、地方財政を健全化していく、地方財政を建て直していくというふうな考え方から出ているのが、一つの大きな柱をなしていると思ひます。そこで、当時この問題が出て参ります

と、地方の団体からもぜひ作れ、作つたときにはこういうふうな業務内容にしてくれというふうな要望がたふさんあつたと思ひます。そこで、自治庁といひましたも、そういうものをとにしていろいろと試案を作つたと思ひます。そのときの試案によりますと、結局さつきから話が出て参りますと、地方債の応募も、または引き受けもやう、あるいは地方公共団体に対する短期の低利資金の貸付もやう、あるいは今度出ておりますような債券の発行あるいは資金の借入れ等もやつていこう、こういうふうな幾つかのことが考えられておつたやうであります。つまり、この公庫ができて参りますのは、公債費対策というのが一つの大きな問題であつたと思ひます。その中には、新規に起すところの地方債に対してどうしていくか、それが今度の公庫の内容に一つ現れてきておると思ひます。

○小林(興)政府委員 最初毎年十億ずつ、五十億にして、ずつと二百億を発行するといふ計画を持つておつたのは事実でございまして、これはわれわれの考えといひました。今川村委員がいろいろおつしやいましたやうな、新しい公営企業のために必要な公庫債も消化してやりたい、できたらそうでない過去の借りかえも行いたい、そしてさらに一時のつなぎも簡便にやらせてやりたい、こういう考え方がございまして、そういうものが全部白まかいで十分運転できるやうな公庫の基礎を作りたいといふやうな意味で、そういう資金計画を一応立てておつたのは事実でございまして、ただわれわれと誤解がありました一点は、資本金と公庫債の発行限度額というのとは普通二十倍、先ほど大臣もそういうお話があつたのでありますが、これは当然リンクされるものだと思ひつておつたのですが、これはわれわれの方の誤解でございまして、発行限度額は、政府

が、一体自治庁で考えた当時の資本金の五十億、あるいは二百億というものは、どういふ根拠によつて考えられたのか、これを一つお聞かせお願ひいた

それからいひます一つは、これは大蔵省の方に聞きたいのですが、公庫の設立について大蔵省は当時非常に反対しておつたといふことを聞いたわけですが、この公庫の設立について大蔵省が反対しておられた。今度はいややとつづけながらでもできたが、当時反対しておられたその根拠といふものはどういふところにあつたのか、大蔵省の方からちよつとお聞かせお願ひいた

と、地方の団体からもぜひ作れ、作つたときにはこういうふうな業務内容にしてくれというふうな要望がたふさんあつたと思ひます。そこで、自治庁といひましたも、そういうものをとにしていろいろと試案を作つたと思ひます。そのときの試案によりますと、結局さつきから話が出て参りますと、地方債の応募も、または引き受けもやう、あるいは地方公共団体に対する短期の低利資金の貸付もやう、あるいは今度出ておりますような債券の発行あるいは資金の借入れ等もやつていこう、こういうふうな幾つかのことが考えられておつたやうであります。つまり、この公庫ができて参りますのは、公債費対策というのが一つの大きな問題であつたと思ひます。その中には、新規に起すところの地方債に対してどうしていくか、それが今度の公庫の内容に一つ現れてきておると思ひます。

○小林(興)政府委員 最初毎年十億ずつ、五十億にして、ずつと二百億を発行するといふ計画を持つておつたのは事実でございまして、これはわれわれの考えといひました。今川村委員がいろいろおつしやいましたやうな、新しい公営企業のために必要な公庫債も消化してやりたい、できたらそうでない過去の借りかえも行いたい、そしてさらに一時のつなぎも簡便にやらせてやりたい、こういう考え方がございまして、そういうものが全部白まかいで十分運転できるやうな公庫の基礎を作りたいといふやうな意味で、そういう資金計画を一応立てておつたのは事実でございまして、ただわれわれと誤解がありました一点は、資本金と公庫債の発行限度額というのとは普通二十倍、先ほど大臣もそういうお話があつたのでありますが、これは当然リンクされるものだと思ひつておつたのですが、これはわれわれの方の誤解でございまして、発行限度額は、政府

が、一体自治庁で考えた当時の資本金の五十億、あるいは二百億というものは、どういふ根拠によつて考えられたのか、これを一つお聞かせお願ひいた

それからいひます一つは、これは大蔵省の方に聞きたいのですが、公庫の設立について大蔵省は当時非常に反対しておつたといふことを聞いたわけですが、この公庫の設立について大蔵省が反対しておられた。今度はいややとつづけながらでもできたが、当時反対しておられたその根拠といふものはどういふところにあつたのか、大蔵省の方からちよつとお聞かせお願ひいた

と、地方の団体からもぜひ作れ、作つたときにはこういうふうな業務内容にしてくれというふうな要望がたふさんあつたと思ひます。そこで、自治庁といひましたも、そういうものをとにしていろいろと試案を作つたと思ひます。そのときの試案によりますと、結局さつきから話が出て参りますと、地方債の応募も、または引き受けもやう、あるいは地方公共団体に対する短期の低利資金の貸付もやう、あるいは今度出ておりますような債券の発行あるいは資金の借入れ等もやつていこう、こういうふうな幾つかのことが考えられておつたやうであります。つまり、この公庫ができて参りますのは、公債費対策というのが一つの大きな問題であつたと思ひます。その中には、新規に起すところの地方債に対してどうしていくか、それが今度の公庫の内容に一つ現れてきておると思ひます。

○小林(興)政府委員 最初毎年十億ずつ、五十億にして、ずつと二百億を発行するといふ計画を持つておつたのは事実でございまして、これはわれわれの考えといひました。今川村委員がいろいろおつしやいましたやうな、新しい公営企業のために必要な公庫債も消化してやりたい、できたらそうでない過去の借りかえも行いたい、そしてさらに一時のつなぎも簡便にやらせてやりたい、こういう考え方がございまして、そういうものが全部白まかいで十分運転できるやうな公庫の基礎を作りたいといふやうな意味で、そういう資金計画を一応立てておつたのは事実でございまして、ただわれわれと誤解がありました一点は、資本金と公庫債の発行限度額というのとは普通二十倍、先ほど大臣もそういうお話があつたのでありますが、これは当然リンクされるものだと思ひつておつたのですが、これはわれわれの方の誤解でございまして、発行限度額は、政府

が、一体自治庁で考えた当時の資本金の五十億、あるいは二百億というものは、どういふ根拠によつて考えられたのか、これを一つお聞かせお願ひいた

それからいひます一つは、これは大蔵省の方に聞きたいのですが、公庫の設立について大蔵省は当時非常に反対しておつたといふことを聞いたわけですが、この公庫の設立について大蔵省が反対しておられた。今度はいややとつづけながらでもできたが、当時反対しておられたその根拠といふものはどういふところにあつたのか、大蔵省の方からちよつとお聞かせお願ひいた

と、地方の団体からもぜひ作れ、作つたときにはこういうふうな業務内容にしてくれというふうな要望がたふさんあつたと思ひます。そこで、自治庁といひましたも、そういうものをとにしていろいろと試案を作つたと思ひます。そのときの試案によりますと、結局さつきから話が出て参りますと、地方債の応募も、または引き受けもやう、あるいは地方公共団体に対する短期の低利資金の貸付もやう、あるいは今度出ておりますような債券の発行あるいは資金の借入れ等もやつていこう、こういうふうな幾つかのことが考えられておつたやうであります。つまり、この公庫ができて参りますのは、公債費対策というのが一つの大きな問題であつたと思ひます。その中には、新規に起すところの地方債に対してどうしていくか、それが今度の公庫の内容に一つ現れてきておると思ひます。

保証があれば、何も二十倍に限る必要はない。むしろ二十倍に限つては、この公庫の場合には妙なことになるのでございまして、これは毎年々々新しい公募債を引き受けていかなければならぬときに、公庫債としては永久に、百五十億になるか、二百億になりますか、ともかく七十億をこえた金額を發行していかねばならないので、これはわれわれの方の誤解もあつたのでございまして。しかし公庫の信用を確保して、ある程度の公庫債を發行していただくためには、やはり出金資が五億程度では基礎が弱いんじゃないか、もう少し強固にする必要がありはせぬかというのがわれわれの考えでございまして、これにつきましては、大臣が御答弁になつたような趣旨で、われわれもぜひ明年度考えてもらいたいと考えているのでございまして。

○堀口説明員 お答えいたします。こういう案になります段階におきましてはいろいろの議論がございましたけれども、それはさつきからもお話が出ておりましたように、いろいろな構想がありまして、なかなか整理されておらなかつたわけでございまして。従いまして、このような形のものでありまして、もちろん大蔵省といたしましては十分御協力をいたしたいというふうな考えでおるのをごさいます。

○川村(總)委員 大臣にちよつとお尋ねをいたしますが、三十一年度末の地方債の現在高でございまして、これは五千三百億ばかりだといわれております。五千二百七十億、そのうち政府資金から出ているものが四千七百億、公募債の分が五百六十億ですか、そういうふうにいわれているようであります

が、過去の公債費の問題でございまして、これは今年問題になつておりますように、交付税の中から七十六億、十億加つて八十六億、それを三十二年に引つぱり出して、それから公債費の処理に充てていくという、非常にすばらしい案案を考へ出してやつておられるわけでありまして、この公庫についてそういうような過去の公債等の処理をやらせるといふふうなことを何かやつていく、三十三年度からでもよろしゅうございまして、やろうというふうな考えはございせんか。ありましたら一つはつきりお聞かせおきいたしたい。

○田中(總)大臣 今の御質問の御趣旨は公債費対策の一環として公庫資金の運営で何とかやる方法はないのかという御意見と承わります。そこでこの公庫で行いたいと将来考へますことは、ただいまちよつとお話が出ました既發行の公債費の分について借りかえを行つたというところは、将来とも規模がだんだん大きくなるに従つてぜひこれをやつていきたい。これはお説による公債費対策をこの公庫でいささか助力をするという意味には結果においてなろうかと思ひます。それ以外に公庫を活用いたしまして行つた方法はなからうではないかというふうな思ひわけであり

ます。○川村(總)委員 それから、これは私が今までの大臣の答弁の中で聞き落しておつたのかも知れませんが、もう一回念のためにお聞きしておきたいと思ひますが、大体三十一年度の起債の地方の負担額は一般補助事業で考へると五百六十二億、その中に地方債が二百六十二億あつたと思ひますから四

八%、大体五〇%近くの充当率になる。三十二年度は地方債が一般補助事業関係は百九十億、負担額が大体六百億余り考へられるのでありましようか、そのうち三〇%というふうな充当率は下るわけですが、こういうふうな一般分の地方債を減していくということ、これは財政構造の問題からいたしまして大へんわれわれといたしましてはいいことだと思ひます。ところが今日の地方団体の非常に苦しんで参りました財政状況からいたしまして、やはりそれだけ地方債が減るといふことは、やりたいこともやれないというふうな、金ぐりに非常に困つてくる場合も生ずると思ふのですが、そういうふうなことを考へて減つたといふことについて、これはやはり何か自主財源の処置を考へてやらなければならぬと思ふのです。地方交付税で見るといろいろの方法が考へられなければならぬと思ふのですが、そういう点についてたとへばことしのごときは去年に比べて七十八億ですか減るわけですね。こういう分についてどういふふう

に考へておられるか。多分大臣から話があつたと思ひますが、もう一度お聞かせ願ひたい。○田中(總)大臣 その点は今までにお答えしたことはございせん。大事な点であると思ひますからお答えを申し上げますと、大体これは自然増収があつて地方自治体に財力ができてくるというふうに従つて一般会計分の分償は減少するといふことが常識でもあり、また具体的な政策においてもそういう立場をとつて努力をして参りたい、かように思ひわけでございます。しかしながらお

尋ねはございせんが、反対の公共企業関係におきましては、これはむしろ量をふやしていくという方向に持つていくべきものではないか。一般会計分は減らすけれども公共企業関係においてはこれはふやすという、こういう考え方から逆には三十二年度は公共企業関係では百五十億増の措置をとつて参りましたようなわけでござい

ます。従つて将来の見通しにつきましてもやはり一般会計分は極力自まかないでございまして、これを一つやつていただこう。それから今度は逆に公共企業関係におきまして、ことに何といひますか、収益的な性格を持つておりますものについては、極力この部分はふやしていくことに努力をすべきものではなからうか、こう考へまして、その第一の考へ方の現われが、三十二年度に一般分を減らして、わずかでありますが百五十億の公営企業分をふやした、こういうふうに出ておりますので、將來も大体この方針で貫いていきたい、こういうふうな思ひでおるものであります。

○川村(總)委員 それから最後に、この問題と直接関係ございせんが、これも大臣にお聞きしたいと思ひますが、先日の委員会でお話の方の大矢委員から住宅問題、家賃の問題で公営住宅等の値上げについて質疑があつたときに大臣は、そういうことはやらせない、何か通牒を出してそれを取り締つていくというふうな意味のお言葉があつたと思ひます。ところがその大臣のお言葉があつてしばらくしてから、建設省が二十七年までの公営住宅の家賃を値上げするように通牒を出した

というふうなことが載つてゐる。二十四年度の木材については一千十一円のもの、一千六百七十九円、二十七年分の一千五百三十三円のものについて、これは八百七十五円と、こういうふうな建設省から出ておる。こうなりまして、大臣のあのときの言葉とはずいぶん違つてくるわけでありまして、特にこれは公営住宅あるいは住宅公団の住宅、両方に関係すると思ひますが、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律で、固定資産税の相当額をこれにかぶせていくという考へ方

についてはつきりとそれが現われてきておりました。各地の住宅公団の家に住んでおられる人たちの中からも、大へん驚いた声が出てきてゐるわけでありまして、これは大臣のこの前のお話の通りに、こういうふうな公営住宅等の家賃の引き上げは食いとめていたのだ、大臣の言明通りにこれは阻止していただく、こういうふうなわれわれはあくまでも考へておつてよろしうございまして、その点を一つ、もう一度お聞かせ願ひたい。

○田中(總)大臣 ちよつとそのお話は誤解がございまして、釈明ではありますませんが、ありのままに申し上げておきますと、この間大矢先生から大事な御質問がありましたが、私は今お話しになりましたように、固定資産税相当額というものを家賃に付加して家賃の値上げをするというところは断じてやらせません、こういうことをお約束申し上げまして、その通りの方針を即時とつておるわけでございまして。従つて御承知の通りに国の分につきましては

九

国有資産所在市町村交付金法という法律に基くものが国からは市町村に出ておるわけでございます。それから府県の方に付しましては、府県から市町村に實際その交付金を渡しておることは事実でございます。渡しておることは事実でございますが、そういう金はいずれも、国の分についても、地方公共団体、ことに府県分については、市町村に出ておるということでございますが、本来これを家賃に付加しようという考え方はずっと従前ありました。ところが昨年は年度の途中でもあるからということ、その三十一年に限っては付加しない。その意味における家賃の恒上りはやらさないでいこうという方針をとって参りました。従って三十二年度からはもう年度の途中というわけにも参りませんので、これは家賃に付加していただくではないかということが原則になるわけでございますが、重要な御趣旨でもあり、さようなことは本年についてもとりあえずやらしません、ということをお願いいたしました。それはその通りに実行ができているはずでございます。ただ私の方の所管のことではございませぬが、どういふわけで家賃の一部値上げがあるのかということ、これは無責任な言葉ではございますが、そうではなからうかと思ひますが、それは建設省関係におきましては、その住宅の建築年度、建築年度で家賃をきめてきておるものでございますから、古く建築されたものは家賃はべらぼうに安い、漸次高くなつておるといふことでございまして、どうも古く建築されたものと、最近建築されたものとの間に家賃のバランスがこわれている。その

アンバランスを直しますために、家賃それ自体を建設省においてあなばいをしていけるのではなからうか、こう思ふのであります。そういうことはよく今から私の方も調べてみますが、いやしくも御質問のありました固定資産税相当額をプラスするがために家賃が上がる、これは絶対そういふことはございせん。だが従来建築されておりますもののごく一部、ことに年度の古い部分で家賃のうんと安い部分につきましては、家賃の調整といったようなことを建設省でやっておるやに聞き及ぶわけでございます。この点につきましては、一ぺん建設省もお呼びをいたしてよくお調べをいただくことが必要ではなからうか。私も何か誤解があつてはならぬから、こちらからも調べることにいたします。

○門司委員長 その点で、私もよつと念のために聞いておきたいのだが、それは川村委員の御質問に対しての大臣の御答弁ですが、現実にこういう書類が出ております。固定資産税、公租公課金を居住者に負担してもらつていふ書類が出ております。新しくこれから借りる人のために、その点は一つよく調査をしておいてもらいたいと思ひます。これは公団住宅ですが、そうなりますと、一般の住宅に非常な影響をもつてきますので、特に一つ御留意を願つておきたいと思ひます。

○川村(總)委員 大臣のさっきの御答弁で大体一応了解したのですが、私も一ぺんお聞きしたいのは、大臣の答弁はよくわかりましたが、大臣のお言葉にもありましたように、公営住宅の古いやつはバランスがこわれているという理由にはなつておりますけれど

も、今のうちに、二十四年から二十七年にかけて建設された公営住宅について、結局固定資産税分をこれに加えて引き上げることができるといふ通牒を出して、二割から六割の引き上げをする、こういうことが出ておるわけですね。そこでそれは古くから新しかろうが、公営住宅関係については家賃などは引き上げない、これが一番正しいことだと思ひますが、そういう点で、大臣のこの前の御意見とはずいぶん違ひるので聞いたのでありますが、できたら建設省の實際出しておる通牒等をお調べおきになり、お知らせ願ひたいと思ひます。

○門司委員長 それでは本案に関しましてはほかに御質疑はございせんか。――質疑がないようでございます。―― 質疑がないようでございます。―― たら、これから討論に入りたいと思ひます。 亀山君。

○亀山委員 私は自由民主党を代表して、本案に賛成の討論を申し上げたいと存じます。

公営企業の健全な運営に資しますために、地方公共団体に対して、特に低利かつ安定した資金を必要とする地方公共団体の公営企業につきまして、その資金を融通し、もつて地方公共団体の公営事業を推進し、住民福祉の増進に寄与することは、まことに時宜を得たものであります。本案に對しましては私どもは全幅の賛成の意を表する次第でございます。

簡単でございますが賛成の討論いたします。(拍手)

○門司委員長 北山君。

○北山委員 私は日本社会党を代表して、公営企業金融公庫法案に對して、

若干希望をつけて賛成をいたすものでございします。

ただいま本案がきわめて時宜を得たというお話しがございましたが、実は少しおそきに失したような感じがいたすのであります。すでに一般普通会計事業債についても同様であります。公営企業の起債についても、今までにこゝろいような手当てをしておらなかつた。しかも一方では政府資金のワクをだんだん少くして、公募債をふやしたという関係からいたしまして、先ほど質疑の中でもありましたように、非常に金利の高い金を地方団体は公営企業に使うわけでありまして、その結果として、水道にしても自動車あるいはガス、電気みな料金として需要者が負担しておるわけでありまして、そういう点からして、これの対策としては、むしろもつと早くこのような機関を設ける必要があつたのでございしますが、やつと今年出て参つたといふことは、むしろおそきに失したと考へるのであります。しかしこれが本年第一歩を踏み出して、これからこゝろい機構を樹立発展せしめることによつて、おそまきながら地方の公営企業といふものを発展させることができる、こゝろい意味において私は賛成をいたすのであります。

なお今後の運用につきましても、当面している金融情勢といふものは、そのあまいものではないのであります。この資金源の獲得、債券の処分といふことにつきましても、相当な苦心を要すると思ひます。昨年であればあるいは順調なスタートができたのであります。ところが、本年はまことに極度の金融梗塞の状態でありまして、この公

庫を充足せしめて、そして所要の資金を獲得する上においては、新しい公庫の役員はもちろん、政府においても特段の努力を要するのじやないか、こゝろいように考へておるわけでありまして、従ひまして本年これが充足しなす。さらにこの公庫の内容を改訂をする、地方に貸しつける利子をさらに低下する、これが年限等の貸付条件を改善するといふような点についても、さらに一層の努力をせられ、また工夫をせられたいと思ひるのであります。

資金源につきましても先ほどちよつと触れたように、地方団体の組合が持つておるような資金も相当あるわけでありまして、それを活用願ひ、あるいはまた地方の公営企業として、火災共済のようなものを地方団体にやらせる、そして公庫が再保険の仕事をやる、こゝろいようなことによつても、相当潤沢な資金が集められるのじやないか、こゝろいように考へるのであります。そして、いろいろ工夫をこらされて、そして公庫を発展させるように希望をするものであります。

以上簡単であります。希望を付して、本案に賛成をいたすのであります。(拍手)

○門司委員長 これにて討論は終局いたしました。採決いたします。公営企業金融公庫法案に賛成の諸君の起立を求めます。

【総員起立】

○門司委員長 起立総員でございます。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

ただいま亀山君より本案に對しまして附帯決議を付すべしとの動議が提出されました。 亀山君。

○亀山委員 日本社会党及び自由民主党共同提案によりまして附帯決議を付したいと存じます。

附帯決議案を朗読いたします。

附帯決議

本法の施行に当り、政府は左の諸点に留意して、その運営の適正をはかるべきである。

一、地方債の一般会計分は、全額政府資金を以つて充てること。

一、公庫の出資金及び政府保証による公庫債の限度額は、今後更に増額をはかるとともに公庫資金の貸付については、できる限り低利にすること。

一、地方団体の公債費の負担軽減をはかるため、公庫において既発行公募地方債の低利借替を行うよう措置すること。

一、将来公庫において、地方団体に對する一時借入金の融通を行うよう措置すること。

右決議する。

説明は、先般來の質疑によつてよく御了承と思いますのでこれを省略いたします。何とぞ御賛成あらんことを希望いたします。

○門司委員長 ただいまの動議に對しまして御意見並びに御質疑があればこれを許します。——別に質疑がないようでございますので、亀山君の提出された動議について採決いたします。本動議について賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○門司委員長 起立総員。よつて亀山孝一君提出の動議のごとく、本附帯決議を付することに決しました。(拍手)
なおただいま議決されました公営企

業金融公庫法案に關する委員会報告書の作成並びに提出手続につきまして、委員長に御一任願いたいと思ひます。

それでは本日の委員会をこれで散会することにいたします。

午後一時三分散会

〔参照〕

公営企業金融公庫法案(内閣提出)に關する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十三年三月二十六日印刷

昭和三十三年三月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局